

事務連絡
令和3年8月8日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域
の変更（令和3年8月5日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の
対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべ
き区域の変更及び期間の延長（令和3年7月30日）に伴う工事及び業務の対応
について」（令和3年8月2日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いし
てきたところです。

このたび、令和3年8月5日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等
対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北
海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県の1道1府3県に、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県の8県を新たに追加し、こ
れらの追加区域においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同年8月8
日から同年8月31日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナ
ウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」
（令和3年4月25日付け国不入企第3号）等の内容を踏まえ、引き続き適切な
ご対応を宜しく申し上げます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に
対しても、周知を宜しく申し上げます。